# 戸籍事務をコンピュータ化します!

# 平成22年10月18日から変わります!

### コンピュータ化でスピードアップなどサービス向上

戸籍は皆さんが生まれてから一生を終えるまでの身分関係(夫婦、親子、兄弟関係など)を公証できる唯一のものです。羽曳野市では住民サービスの向上と事務の効率化・近代化を実現するため、平成22年10月18日から戸籍事務をコンピュータ化します。本籍地が羽曳野市にある人が対象です。

### 証明書の名称と様式が変わります

現在の戸籍はすべて改製されて、 新しい証明書は今までの縦書きの文 章形式から、横書きの項目形式に変 わります。また、本籍番地の「の」 の表示が、右のとおり記載されなく なります。

|   |   | コンピュータ化前    | コンピュータ化後     |
|---|---|-------------|--------------|
| 名 | 称 | 戸籍謄本        | 戸籍全部事項証明     |
|   |   | 戸籍抄本        | 戸籍一部事項証明     |
| 様 | 式 | 縦書き、文章形式    | 横書き、項目形式     |
| 用 | 紙 | B4・B5版 (白紙) | A4版(改ざん防止用紙) |
| 公 | 印 | 朱色          | 黒色 (電子印)     |
| 本 | 籍 | ○丁目○番地の1    | ○丁目○番地1      |

#### 戸籍に使用する氏名の字は「正字」になります!

新たな戸籍の「氏」「名」の文字は、常用漢字、 人名用漢字、漢和辞典に載っている正字で記載す ることになっています。

戸籍のコンピュータ化にあたり、氏名が辞典にない文字や誤字(書き癖などデザイン上の違いと見なされる文字は除く)などで記載されている場合は、コンピュータ化後は使用できないため、戸籍に使える文字として法令に定められている文字で記載することになります。

この対象となる人には**9月中旬**にお知らせ文書をお送りします。コンピュータの字体に置きかえるにあたって、ほぼ同じ字体であっても念のためお知らせする場合もあります。対象となる字は数百文字で**約2,000人**にお送りする予定です。

なお、この取扱いは戸籍の表記上のものです。 これによって氏または名の変更がされるものでは ありませんので、印鑑登録、保険証、運転免許証、 旅券 (パスポート) などの変更の届出は不要です。 これらの書類は従来どおり使用できます。

問合せ:市民課 072-958-1111

(内 1620·1650·1651·1660)

#### 【置きかえられる文字の例】

藤真葉廣藤真葉廣

善邊龍藏 一

## 10月16日(土)・17日(日) 証明書自動交付機を 終日休止します。

戸籍のコンピュータ化に 伴う住民票データ改修のた め、10月16日仕)・17日 (日はすべての証明書自動交 付機を終日休止します。

ご迷惑をおかけしますが、 ご協力のほどよろしくお願 いいたします。

